

パーソナル
ヘルスレコード
～生涯型電子カルテ～

看護情報学特論 I
2019/6/20 4限
19MN007 大歳里沙

パーソナルヘルス レコード

個人の
本人の

健康に
ついての

データベース
内のデータ。
記録。

個人が自らの生活の質の維持や向上を目的として、
自らの健康に関する情報を収集・保存・活用する仕組み

経済産業省商務情報政策局医療・福祉機器産業室の「日本版PHRを活用した新たな健康サービス研究会」報告書の定義（2008年3月）

PHRの実施主体

政府

大手
IT
企業

民間の
IT
企業

保険
会社

医療品
機器メ
ーカー

医師・
薬剤師
など

PHRの特徴

- (1) 個人の自らの健康に関する**より良い意思決定の支援を目的**とし
- (2) **個人がデータを所有**し、誰に、何を、いつまで見せるかを決定し
- (3) 予防・医療・介護といった生涯に渡る幅広い情報を対象とする

PHRの意義

- ◆蓄積した情報をもとに、**個人が自分の健康状態を把握**できる。疾病予防・重症化予防につながる。
- ◆蓄積した情報をもとに、**状況の変化に応じた診察**
- ◆**重複検査、重複処方の回避**
- ◆**セカンドオピニオンへの活用**
- ◆蓄積したデータの**臨床研究や治験への活用**

PHRの発展

健康系PHR

運動、食事、血圧などの生活データを、個人がPHRに送信できる端末が必要。

Ex) 生活習慣改善アプリ

糖尿病重症化予防アプリ

禁煙の行動変容アプリ

従業員の健康データ管理

医療系PHR

医療機関が作成した情報を、本人同意のもとでPHRに送信できる。

どこでもMY病院構想

医療機関、健診機関、家庭などに散在している個人の医療・健康情報を、個人が自らの生活の質の維持や向上を目的として、一元的に収集・保存・活用するための情報サービスの創出

病院・診療所



薬局



健診結果情報

健康関連情報



医療情報、健診情報、健康関を
患者・利用者が一元管理・活用

「どこでも
MY病院」
サービス



活用イメージ

個人の情報オーナーシップ（国民主体）

医療機関等より個人が入手した健康情報を、個人の情報オーナーシップのもとで活用

個人の生涯記録を一元管理可能

医療情報にとどまらず、健康関連情報、健診情報なども含めた医療・健康情報を個人が一元管理。医療機関の法定保存義務機関（診療録は5年）を超えた生涯記録が可能。

国民の積極的健康管理サポート

・生活習慣病の予防

・生活習慣病など慢性疾病患者のケアとサポート・重症化を防止



医療機関、健康サービスと血圧・体重・血糖値などを共有することで、疾病予防や重症化回避可能

医療の質向上

・出張、旅行、転居しても、過去の健康情報、診療履歴に応じて適切な医療が全国どこでも受診可能

・投薬歴を医療機関と共有



健康IT産業の創出

・情報サービス事業、対応機器市場、蓄積データの活用事業など新産業創出

地域医療での PHRの 活用可能性

国分寺さくらクリニック
(栃木県)の取組み

リトルドクターズキャリア：
広がるPHRへの取り組み

https://www.recruit-dc.co.jp/contents_feature/no1803b/

図表2 ● 患者がスマホでデータや画像を保管し持ち運ぶ

患者さんがスマホにスナップショットで記録、アルバムとして保管

まさと 2 → 医療情報 1

ニュース 9

スマホは緊急時にも携帯している。画像もOK・検査値も拡大して確認可

尿蛋白	12	mg/dl
クレアチニン	0.51	mg/dl
尿酸	4.7	mg/dl
AST (GOT)	26	U/L
ALT (GPT)	20	U/L
LDH	286 N	U/L
ALP	181	U/L
γ-GT	18	U/L
CPK	89	U/L
ナトリウム	140	me/l
カリウム	4.2	me/l
クロール	104	me/l
カルシウム	9.2	me/dl
無機リン	4.1	me/dl
血糖	129 KC	me/dl
乳濁 (L)	3	
胆血 (H)	0	

検査項目	結果	単位
抗HbA1c IgG	5(-)	g
抗HbA1c IgA	1(-)	g

ライフパレット (株式会社メディエイド提供)



薬局パレット

処方せんを写真で撮って薬局へ事前に送信するアプリです。



食事パレット

写真に撮るだけで食事を記録し、簡単に栄養成分やバランスを確認することができるアプリです。



からだパレット

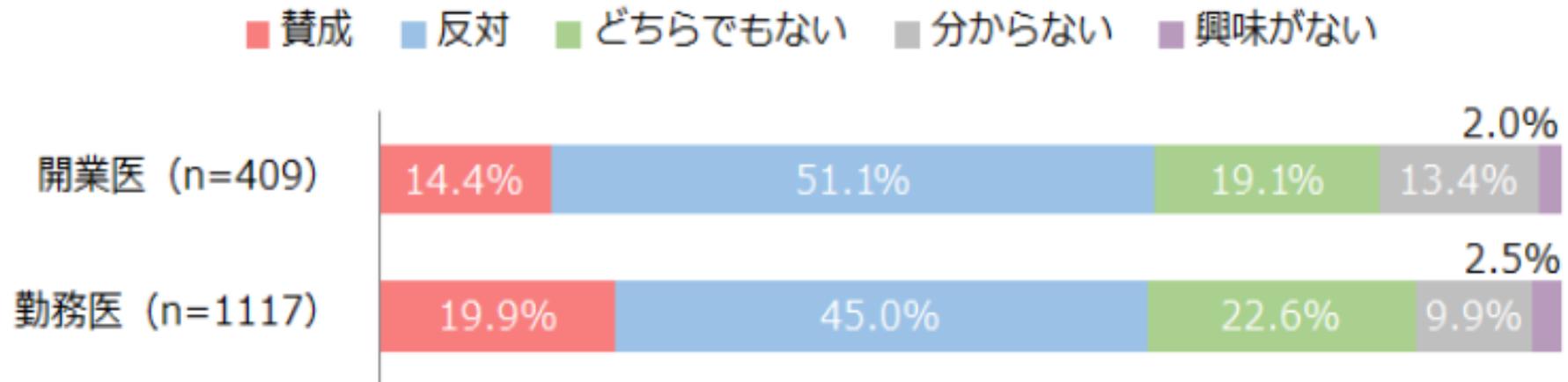
簡単に様々なバイタルデータを記録できるアプリです。



患者が医療情報に自由にアクセスできるPHR、半数の医師が「反対」

調査期間：2018年6月25日～7月1日、回答者数：1526人

Q1 電子カルテや検査データなどの診療情報について、患者本人が自由にアクセスできるようになることについて、どう思いますか。



m3.com医療維新 患者が医療情報に自由にアクセスできるPHR、半数の医師が反対 (閲覧には会員登録が必要です)
<https://www.m3.com/news/iryuishin/614014?from=openIryolshin>

「医師の50%がPHRに反対」
大学院の同期に、
どんな印象を受けるか聞いてみた



PHRで**効率化**できることがあるのに、情報を公開しようとしな**い医療界はやっぱり遅れてる**・・・

病歴を自分で説明できない人が入院してきた時に活用できそう！Drが**自宅から処方**してくれたら業務効率もあがりそう



IDとパスワードでログインできちゃうと、**情報漏洩**がこわいから**反対**。どうしても**好奇心**が働くので**トラブル**になりそう。

妹は良いけど姉には知られたくないとか、**家族内の事情**に対応できるの？**倫理的に大丈夫**？

患者さんが書き込んだ**生活情報**をどこまで**信頼**していいのかわ**混乱**する。特に**精神科**の人とか・・・

PHRの課題

グーグル子会社のDeepMindは、眼疾患診断の研究を英国の病院と共同で行っていた。しかし、その病院が160万人分の患者データを提供したため問題視された。米国でもPHRが溜まるようになったが、**実際に病院で正当な目的で使われるよりも、ハッキングで盗まれた回数のほうが多い**そうだ。考えるべき問題は多い¹⁾。

1) ビジネス+ITスマート医療機器、EHR/PHRの導入は進むか、医療ICT活用の現状と課題<https://www.sbbit.jp/article/cont1/33276>

PHRについてのm3.com医師会員への調査より<https://www.m3.com/news/iryoshin/614014?from=openIryoIshin>

・カルテ内容の開示に関しては、ごく一部の患者さんに関しては開示できない情報があるため、**一律な開示は困難**とされます。

・患者自身がアクセス可能になると未告知の病名を知ることになり問題である。伏せてある部分があると思うこと自体が不安を起すこともあると思う。また**見てよい情報、見てよい人の判別は困難**である。

PHRの課題

PHRについてのM3.COM医師会員への調査より

[HTTPS://WWW.M3.COM/NEWS/IRYUISHIN/614014?FROM=OPENIRYUISHIN](https://www.m3.com/news/iryuishin/614014?from=openiryuishin)

- ・ 賛成だが、病院のセキュリティーに莫大なお金がかかるのではないか、一部の資金の豊富なクリニック以外は**設備投資が莫大**になり、経営を圧迫するような気がする。（勤務医）
- ・ **些細な検査結果で、いろいろ気にする患者が増えそう**。訴訟対策にとにかく他の診療科へのコンサルテーションなどが増えて、結果的に医療費の増大や、 unnecessaryな検査などが増えそう。（勤務医）
- ・ 記載されている情報を患者が理解できず、不安を抱く可能性がある。（勤務医）
- ・ 患者は自分自身のデータを自由に閲覧はできても、自らのデータ変更や追加はできないようなシステムにすることが必須であると考えます。（勤務医）

PHRに対する批判的な意見

PHRについてのM3.COM医師会員への調査より

[HTTPS://WWW.M3.COM/NEWS/IRYOISHIN/614014?FROM=OPENIRYOISHIN](https://www.m3.com/news/iryoshin/614014?from=openiryoshin)

- ・ **素人には理解できない情報**で、開示にはそれなりの説明と理解が必要で、患者に不満のある場合、新たな医療訴訟の火種にもなります。医療事故専門の弁護士には、これは、宝の山でしょうが、医療側には、何のメリットもありません。（開業医）
- ・ **患者の権利が増すばかり**で医療者側の負担はこれまで以上に重くなるだけ。ばかばかしい構想だ！（開業医）

PHRに対する肯定的な意見

- 日本では患者が専門医を探して受診するフリーアクセスが保証されているため、医療機関同士の連携が重要になるが、それがうまく機能していない現状がある。**地域医療の実現**のために患者の情報を共有するツールとしてPHRが最適だ¹⁾と主張する医師もいる。
- 健康な時からデータを収集するので、**未病効果**があり、お薬手帳や前医の検査記録を持参しなかったり、促されてやっと見せるなどの患者さんも多いなかでPHR自体が**体の手帳**になる。診察に来ただけでは判断できない患者に、日常の情報を結び付けた指導をすることができる²⁾。
- PHRをやると決まって以降なら、医師が意識して記載方法を変えれば、本人に開示可能にできると思う。**医師の説明も丁寧になり、患者（特にややこし系）とのトラブルも逆に減ると思う**。ただし時間あたり診られる患者は絶対に減る³⁾。

1) リトルドクターズキャリア 広がるPHRへの取り組みhttps://www.recruit-dc.co.jp/contents_feature/no1803b/
2) ビジネス+IT スマート医療機器、EHR/PHRの導入は進むか<https://www.sbbt.jp/article/cont1/33276?page=2>
3) m3.com医療維新 <https://www.m3.com/news/iryoishin/614014?from=openlyolshin>

PHRについての論点

医療者の働きやすさ？

医療費の削減？

患者さんのため？

何のための
情報の一元化
なのか？

企業の利益？

PHRについての私の意見

◆PHRに期待したいこと

- ・カルテの専門用語の分かりにくさ・情報開示にお金がかかる現状の緩和。
- ・**医療情報**と患者の**生活情報**が同じ重みで扱われるきっかけ。
- ・自分の健康情報が医療者に握られて、医療者に管理されている現状の緩和。

◆考えたこと

- ・**患者中心目線をもった人**がPHRを押し進めていく必要性。
- ・デメリットばかりに着目し活用方法を考えないのは良くない。
- ・情報の一元化はゴールではない。
- ・一元化された情報を扱えるかどうか、ヘルスリテラシーの視点が大切。

参考文献

- ・石博康雄：パーソナルヘルスレコード 21世紀の医療に欠けている重要なこと,篠原出版新社(2009)
- ・奥田忠弘(2008)：パーソナルヘルスレコードの現状と将来,ITヘルスケア第3巻1号
- ・杉山 博幸*、池田 俊也、武藤 正樹(2012)：我が国におけるパーソナルヘルスレコードの定義に関するレビュー,国際医療福祉大学学会誌 第17巻2号